

「八重セレクション」ロゴマーク使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、福島県が制作した「八重セレクション」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2 ロゴマークとは、以下の画像をいう。



2 八重セレクション商品とは、八重セレクション商品審査会にて選定された商品（「クラフト」「スイーツ」）をいう。

(使用の基準等)

第3 ロゴマークは、八重セレクション商品の販売促進・PR等を行う目的で使用する場合に使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 八重セレクションのイメージを傷つけるおそれがある場合
- (4) 八重セレクション商品以外の商品等の販売促進、PR等を目的に使用する場合
- (5) ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合（例：ピンバッジ、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等）ただし、県の機関や県の関連団体等が使用する場合は別途定める
- (6) 全各号に掲げるもののほか、知事が不適當であると認めた場合

(使用の届出)

第4 ロゴマークを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、八重セレクション商品のカタログ、チ

ラシ、ポスター、またはインターネットを活用した販売促進、その他PRに使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

- 2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書（別記第2号様式）を知事に提出しなくてはならない。

（使用条件）

- 第5 ロゴマークの使用については、県が提供するデザインの画像データを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。
- 2 使用期間は、当面平成26年3月31日までとする。

（使用改善・取消）

- 第6 県が、ロゴマークについて、上記第3条の基準及び5条の条件を逸脱する使用を発見したときは、知事は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、知事は使用の取消を求めることができるものとする。

（使用料）

- 第7 使用料は、原則として無償とする。

（その他）

- 第8 ロゴマークは、八重セレクトのブランド統一、PRのために使用するものであり、県がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

付則

この使用基準は、平成25年3月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

「八重セレクション」ロゴマーク使用届出書

福島県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(団体にあつては事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名) 印

下記のとおり「八重セレクション」ロゴマークを使用したいので届けます。

記

1 使用目的

2 使用方法

(使用方法の簡易な仕様書及び図面を添付のこと。)

3 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

使用に当たっては下記の事項を守ること。

記

1. ロゴマーク使用品の現物1点または写真を提出すること。
2. 届出内容に変更があった場合は、速やかに変更届出を行うこと。
3. 不正な使用が行われた場合は、使用者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

「八重セレクション」ロゴマーク使用変更届出書

福島県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(団体にあつては事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名) 印

「八重セレクション」ロゴマークの使用にあたり、次のとおり変更したいので届けます。

記

1 使用目的

2 変更事項

届出者 使用目的 使用方法 使用期間 その他

※該当する事項にチェックを付けること。

3 変更内容

(変更前)

(変更後)

使用に当たっては下記の事項を守ること。

記

1. 届出内容に変更があつた場合は、速やかに変更届出を行うこと。

2. 不正な使用が行われた場合は、届出者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。